



令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「レインボー」

私たち一人一人は、個人として尊重される存在なのです。



令和5年度
人権イラスト募集
優秀作品「ニコリ」

条例で確認しましょう

熊本県部落差別の解消の推進に関する条例

(令和2年(2020年)6月施行)

第1条 目的

この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号。以下「法」という。)の理念にのっとり、部落差別の解消の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにし、並びに相談体制の充実等について定めるとともに、結婚及び就職に際しての部落差別に係る調査の規制に関し必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

第2条 基本理念

部落差別の解消の推進に関する施策は、全ての県民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する県民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

第5条 教育及び啓発

県は、国及び市町村との適切な役割分担を踏まえて、地域の実情に応じ、部落差別の解消を推進するために必要な教育及び啓発を行うものとする。

第7条 県民及び事業者の責務

県民及び事業者は、この条例の精神を尊重し、自ら啓発に努めるとともに、県が実施する施策に協力する責務を有する。

第2項の概要

- ①同和地区の所在が書いてある図書や地図等の提供をしてはいけません。
- ②同和地区であるか否かを他者に教えたり、広めたりしてはいけません。
- ③結婚や就職に際して、その人やその親族の住んでいる又は住んでいたところが同和地区にあるか否かについて調査を依頼してはいけません。
- ④その他、同和地区に住んでいること又は住んでいたことを理由に、結婚及び就職に際しての差別事象の発生につながるおそれのある行為をしてはいけません。



私たち一人一人が、部落差別について正しく理解するとともに、自分の問題として捉え、具体的な行動につなげていきましょう。